（削る。）	（削る。）	（削る。）
（略）	（略）	（略）

二・三　（略）

四　旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分		旋回に要する時間（秒）		旋回圏の直径（船の長さの倍数）
漁船の種類	船の長さ（メートル）	針路から一五度回頭に要する時間	針路から三六〇度回頭に要する時間	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
捕鯨船、突棒漁船	（略）	（略）	（略）	（略）
	一八以上三〇未満	八	八〇	三・五
	三〇以上五〇未満	八	一二〇	四・〇
	五〇以上	一〇	一四〇	四・五
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

四の二～七　（略）

（森林法施行規則の一部改正）

第七条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（法令により立木の伐採につき制限がある森林）	（法令により立木の伐採につき制限がある森林）
第十条　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。	**第十条**　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百六十一条の規定により除去を制限された立木に係る森林	三　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林
四～十四　（略）	四～十四　（略）

大型捕鯨船	五五未満	$\{2.25-0.01\ (L-40)\}\sqrt[3]{\dfrac{P}{1500+100\ (L-40)}}$
	五五以上	$2.15\sqrt[3]{\dfrac{P}{2500+100\ (L-50)}}$
（略）	（略）	（略）

二・三　（略）

四　旋回力試験は、規定回転数で前進中に行うものとし、舵角を三十五度にとつて回頭する場合における旋回に要する時間及び旋回圏の直径が次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げるもの以内であること。ただし、大きな舵力が発生する舵を装備している場合は、規定回転数によらず、設計上の回転数及び舵角で旋回力試験を行つても差し支えない。

区分		旋回に要する時間（秒）		旋回圏の直径（船の長さの倍数）
漁船の種類	船の長さ（メートル）	針路から一五度回頭に要する時間	針路から三六〇度回頭に要する時間	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
小型捕鯨船、突棒漁船	（略）	（略）	（略）	（略）
	一八以上（新設）	八	八〇（新設）	三・五（新設）
	五〇未満（新設）	八	一二〇（新設）	四・〇（新設）
大型捕鯨船	五〇以上	一〇	一四〇	四・五
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

四の二～七　（略）